

# 国有財産売却のお知らせ

富山労働局では、つぎの物件を先着順により売却します。

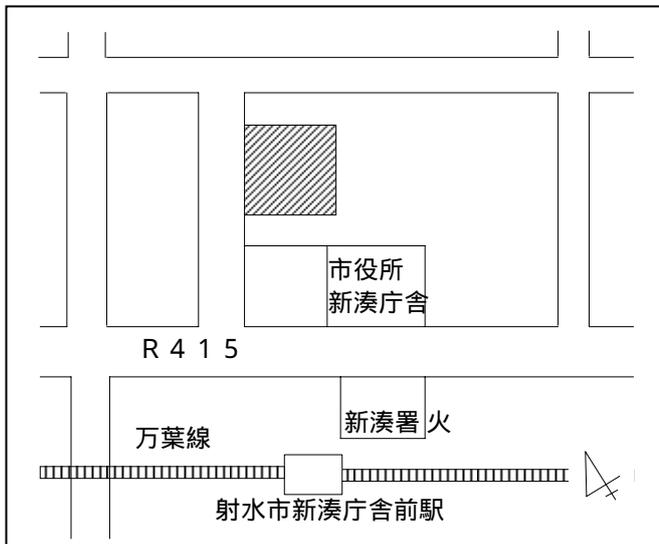
受付期間 12月1日(水)～2月28日(月)

詳しいことをご存知になりたい方は、[こちらをクリック](#)してください。

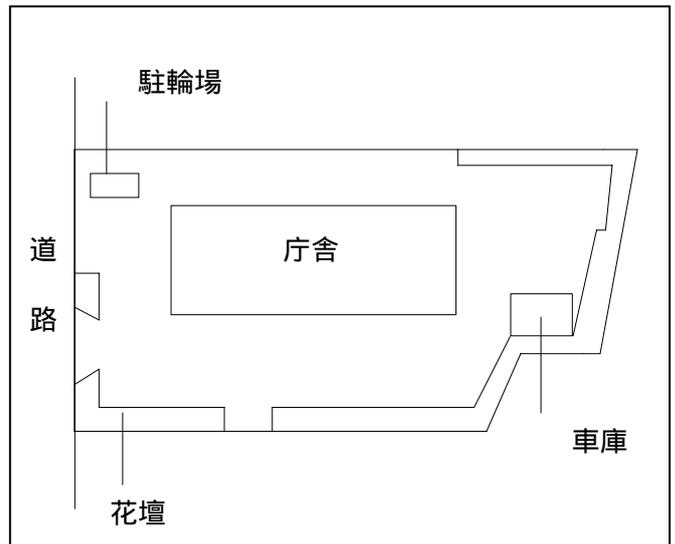
売却物件 - 旧新湊公共職業安定所(平成3年建築)

所在地	射水市本町2丁目99番2
土地面積	1276.19㎡
建物面積	1階 297.90㎡ / 2階 244.21㎡
用途地域	市街化区域
建ぺい率/容積率	80% / 300%

## 【案内図】



## 【敷地図】



庁舎



車庫



駐輪場



お問い合わせ先

富山市神通本町1-5-5

富山労働局 総務課 会計第三係

076-432-2727

## 国有財産売払公示書（先着順）

下記国有財産を先着順により売払いします。

なお、当該物件はすでに一般競争入札を実施した結果、参加者がいなかったことから、買受希望があった方のうち先着者を契約相手方として売払いしようとするものです。

### 記

#### 1 売払物件（平成3年建築）

所在	区分	種目	構造	数量	都市計画上の制限等
射水市本町2丁目 99番2	土地	敷地		1276.19 m <sup>2</sup>	市街化区域
	建物1	事務所建	RC-2	542.21 m <sup>2</sup>	建ぺい率80%
	建物2	雑屋建	S-1	22.05 m <sup>2</sup>	容積率300%
	工作物等			一式	

#### 2 売払金額 42,269,715円

#### 3 申込に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当する者
- (2) 国有財産に関する事務の従事する者にあつては、国有財産法第16条の規定に該当する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者

#### 4 申込の受付期間、申込先等

##### (1) 受付期間

平成22年12月1日（水）から平成23年2月28日（月）まで  
（売払相手方が決定次第終了します。）

##### (2) 受付時間

8時30分から12時及び13時から17時15分まで  
（土、日、祝祭日、12/29から1/3の閉庁日は除く。）

##### (3) 申込先

〒930-8509 富山市神通本町1丁目5番5号 富山労働総合庁舎5階  
富山労働局 総務課 会計第三係（担当 中川、相川） 076-432-2727

##### (4) 申込方法

物件の購入を希望する方は、上記(3)の申込先へお問合せの上、「普通財産売払申請書」の交付を受けてから申込を行ってください。

（先着順に売払いしますので、すでに売却済の場合はご容赦願います。）

(5) 提出書類

ア．法人の場合

普通財産売払申請書 1通

商業登記簿謄本（原本、発行後3ヶ月以内のもの） 1通

印鑑登録証明書（原本、発行後3ヶ月以内のもの） 1通

イ．個人の場合

普通財産売払申請書 1通

住民票抄本（原本、発行後3ヶ月以内のもの） 1通

印鑑登録証明書（原本、発行後3ヶ月以内のもの） 1通

5 売払相手方の決定方法

受付期間中において、最も早く「普通財産売払申請書」が受け付けられた方を売払いの相手方に決定します。なお、受付は日を単位とし、同一日に申請者が2名以上いる場合は、後日抽選により決定します。

6 契約の締結

普通財産売払申請書を受理後、速やかに契約を締結します。

売買契約書の作成を要します。

7 契約時に一括して支払う方法と、契約時に売払価格の10%以上の契約保証金を納入し、契約締結の日から20日以内(20日目が土、日、祝祭日等金融機関の休業日となる場合は、直前の金融機関の営業日まで)に残額を支払う方法があります。

なお、住宅ローン等の取扱いはありません。

8 所有権の移転等

所有権移転手続きは売買代金が納められたことを確認した後、富山労働局が行います。

9 その他の契約条件等

(1) 売払物件には所有権以外の権利はありません。

(2) 物件の引渡しは、現状有姿となります。

(3) 上記売払価格に加え、所有権移転登記登録免許税及び契約書に貼付する収入印紙税を負担していただきます。

(4) 仲介手数料の受払いはありません。

(5) その他、本案内に定めのない事項は、全て会計法規の定めるところにより処理します。

(6) 契約締結した内容について公表することとなります。

以上、公示します。

平成22年11月24日

契約担当官  
富山労働局長